

Nexus One 会員規約

第1条（定義）

本規約に同意され、本規約第5条により入会手続きおよび本会による審査が完了し、利用会員資格を取得された者を「利用会員」とする。

第2条（目的）

本会は、ソフトテニスを通じて、技術向上及び健康増進を図り、ひいては地域社会のスポーツ文化の発展に資することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室
- (2) イベント及び大会の開催
- (3) 部活動の地域展開支援
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第4条（活動日数及び活動時間）

本会での活動は週あたり5日行い、1日の1人当たりの練習時間は2～3時間前後とする。練習参加日は週1回～4回の選択制とする。

第5条（会員資格）

本会の利用会員は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本規約に同意した者
- (2) 本会の定める諸規定を遵守する者
- (3) 健康状態に問題がない者、また医師の診断を受け、許可を得ている者
- (4) 未成年者にあつては保護者の許可を得ている者
- (5) 暴力団関係者でない者
- (6) 本会が入会を認めた者

第6条（入会手続き）

本会に入会を希望するときは、所定の申込み方法により入会手続きを行うものとする。

2. 本会が別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合は、理由を付して本人に通知しなければならない。
3. 未成年者が入会しようとするときは、所定の申込み方法により親権者の同意を得たうえで、入会申込みを行うものとする。この場合、親権者は本規約に基づく利用会員としての責任を本人と連帯して負うものとする。

第7条（届出内容の変更）

利用会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行うものとする。

2. 本会より利用会員宛に通知を発する場合は、利用会員からの届出のあった最新の連絡先に行うものとする。

第8条（退会）

利用会員は、本会が別に定める退会届を提出して任意で退会することができる。

第9条（会員資格の喪失）

利用会員が次の各号のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会の届出を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもこれに応じず納入しないとき
- (4) 本会から除名されたとき

第10条（除名）

利用会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本会から除名することができる。この場合、その利用会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規約および諸規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) 他の利用会員及び指導者及び本会関係者へ危害を加えるなど、一般常識から逸脱した行為があった場合
- (4) 本会の運営に支障をきたすと本会が判断した場合

第11条（禁止事項）

利用会員は、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の利用会員を含む第三者（以下「第三者」という）や指導者及び本会関係者、本会を誹謗中傷すること
- (2) 第三者や指導者及び本会関係者への暴言・暴力行為
- (3) 第三者や指導者及び本会関係者への威嚇行為や迷惑行為
- (4) 本会の諸施設・器具・備品の損壊や備品の持ち出し
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 刃物や危険物の諸施設内への持ち込み
- (7) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動
- (8) 本会内の秩序を乱す行為
- (9) その他利用会員としてふさわしくないと認める行為

第 12 条（会費などの不返還）

既納の会費およびその他の拠出金品は返還しない。これは退会の場合も同様とする。

第 13 条（個人情報保護）

本会は、利用会員の個人情報を次の目的で利用する。

- (1) 各種手続き、利用会員からの問合せ、要望その他の対応のため
- (2) レッスン等に関するご案内をメール、郵送等によりお知らせするため
- (3) その他利用会員から同意を得た目的の範囲内における利用のため

2. 本会は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規則を遵守し、その安全性を確保するために、個人情報の紛失、改ざん、漏洩に対する合理的な予防措置を講じることに努めるものとする。

第 14 条（肖像権等）

本会は、利用会員の肖像権を含むレッスン風景や大会等の様子を撮影し、その動画や画像を以下の目的において使用する。ただし、事前に使用を希望しない旨を申し出た利用会員については、この限りでない。

- (1) 当会ウェブサイト、SNS による PR 活動
- (2) レッスン映像での解析・分析
- (3) 怪我や事故が起こった場合の現象、原因の確認

第 15 条（会費等）

利用会員は、本会が別途定める会費等を所定の方法により支払うものとする。

第 16 条（事故の責任）

利用会員が本会の諸施設を利用中、利用会員自身が受けた損害に対して、本会は、本会に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責任を負わない。

2. 利用会員間に生じた係争やトラブルについて、本会が故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与しない。
3. 利用会員が本会の諸施設を利用中、利用会員の責に帰すべき事由により本会または第三者に損害を与えたときは、その利用会員が当該損害に関する責を負うものとする。

第 17 条（緊急時の対応）

指導者及びクラブは、会員の活動中の傷害や事故等緊急の事態が発生した場合には、緊急対応や関係各所への連絡等適切な対応を行う。クラブは、緊急時の対応をマニュアル化し、指導者へ周知徹底する。

第 18 条（規約の変更）

本会は、規約の内容について変更することができる。

第 19 条（細則）

本会は、本規約の施行に必要な細則を定めることができる。

第 20 条（その他）

本規約にない事項など協議事項が生じた場合は、本会の判断により決定する。

（附則）

1. 本規約は、2025 年 6 月 1 日から施行する。
2. 2026 年 2 月 1 日より、第 4 条(活動日数及び活動時間)、第 17 条(緊急時の対応)を追加。